

どうなる？これからの保険証



今年12月2日（月）から、現在お持ちの紙の医療保険証（以下、保険証）は、制度改正により発行できなくなります。

ただし、現在お持ちの保険証は、記載されている有効期限までお使いいただけます。（有効期限：令和7年7月31日 ※有効期限までに70歳になる場合など、人によって有効期限が異なります。）

また、保険証を紛失されたり破損された場合は、12月2日（月）以降、今お持ちの保険証の再発行はできませんので、ご注意ください。

<12月2日以降の保険証の運用>

①	マイナンバーカードをお持ちで、マイナ保険証として使用できるお手続きをされている人
	マイナ保険証（マイナンバーカード）をご利用ください ※年度更新なし、限度額認定証の交付申請不要 今お持ちの保険証も、記載されている有効期限までお使いいただけます。
②	マイナンバーカードを持っていない人 またはマイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証として使用できる手続きをしていない人
	資格確認書（現行の保険証のかわりとなるもの）をご利用ください …国民健康保険：紙カード型、後期高齢者医療保険：ハガキ型 ※現在お持ちの保険証の有効期限までは、現在お持ちの保険証を使っていただくこととなります。 （有効期限までに、新たに資格確認書を送付予定 手続き不要） 12月2日（月）以降に現在お持ちの保険証を紛失された場合は、資格確認書での発行となります。
③	国民健康保険税を1年以上滞納されている人
	マイナ保険証、資格確認書の「特別療養費」対象となります 「特別療養費」対象・・・医療機関での窓口負担10割 ※後日、本来の窓口自己負担額（3割・2割・1割）となるように、差額分の請求申請を役場で行っていただくこととなります。

○12月2日（月）以降も、国民健康保険の加入または喪失などの資格変更のお手続きは、マイナ保険証・資格確認書関係なく引き続き届出が必要となります。必ず役場担当窓口でお手続きをお願いします。

○会社の医療保険（社会保険）に加入されている人については、保険証の制度改正にともなう有効期限や取り扱いなど、国民健康保険・後期高齢者医療保険と異なる場合があります。くわしくはお勤め先の担当部署にお問い合わせください。

問合せ先 すこやか健康課 保険係 ☎52-1707